

【富山市】住宅の取得・改良に対する支援制度

担当課	制度名	助成条件等	補助額・融資額	HP	問い合わせ先電話番号
居住政策課	木造住宅耐震改修等支援事業	①木造の一戸建てで、階数が2以下のもの ②建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ③在来軸組工法によるもの	工事費の4/5(上限100万円) まちなか及び公共交通沿線の全体耐震改修の場合 上限130万円	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010270/1006439.html">https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010270/1006439.html</a>	076-443-2112
居住政策課	まちなかリフォーム補助事業	①「まちなか」において、中古住宅の取得または世帯員増加のためにリフォームを行うこと ②対象となる工事費が100万円以上 ③住戸専用面積が75㎡以上 ④世帯の月額所得が44万5千円以下 ⑤新耐震基準に適合していること(昭和56年6月1日以降に着工した建物等)	工事費の10%(上限30万円)	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011330/1006638.html">https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011330/1006638.html</a>	076-443-2112
居住政策課	公共交通沿線リフォーム補助事業	①「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、中古住宅の取得または世帯員増加のためにリフォームを行うこと ②対象となる工事費が100万円以上 ③敷地面積200㎡以上 ④住戸専用面積が100㎡以上 ⑤世帯の月額所得が44万5千円以下 ⑥新耐震基準に適合していること(昭和56年6月1日以降に着工した建物等)	工事費の10%(上限30万円)	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010269/1011330/1006647.html">https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010269/1011330/1006647.html</a>	076-443-2112
居住政策課	ふるさと回帰リフォーム等補助事業	①10年以上別居していた子世帯が同居するために親世帯の暮らす住宅にリフォーム等を行うこと ②「まちなか」および「公共交通沿線居住推進補助対象地区」を除く地区にある住宅であること ③新耐震基準に適合していること(昭和56年6月1日以降に着工した建物等)	工事費の1/2(上限300万円)	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1006652.html">https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1006652.html</a>	076-443-2112
居住政策課	公共交通沿線住宅取得支援事業	「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において、住宅を新築または購入し居住する方で以下の条件に該当するもの ①戸建て住宅の場合 敷地面積200㎡以上、住戸専用面積100㎡以上、緑化面積10%以上、新耐震基準に適合していること(昭和56年6月1日以降に着工した建物等) ②分譲型共同住宅の場合 新耐震基準に適合していること(昭和56年6月1日以降に着工した建物等)	金融機関からの借入金額の3%(上限30万円) 上乗せ対象の場合、最大50万円	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010269/1011330/1006644.html">https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010269/1011330/1006644.html</a>	076-443-2112
居住政策課	まちなか住宅取得支援事業	「まちなか」において、住宅を新築または購入し居住する方で以下の条件に該当するもの ①戸建て住宅の場合 住戸専用面積75㎡以上、緑化面積5%以上、新耐震基準に適合していること(昭和56年6月1日以降に着工した建物等) ②分譲型共同住宅の場合 新耐震基準に適合していること(昭和56年6月1日以降に着工した建物等)	金融機関からの借入金額の3%(上限50万円)	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011326/1006634.html">https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011326/1006634.html</a>	076-443-2112
居住政策課	マルチハビテーション推進事業	所得税非課税世帯者でない、富山県外に住所がある個人で、「まちなか」に住宅を新築又は購入により取得した者	補助額 25万円 上乗せ対象の場合、35万円	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011326/1006639.html">https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/sumai/1010267/1010268/1011326/1006639.html</a>	076-443-2112
介護保険課	介護保険(介護予防)居宅介護住宅改修費	要介護・要支援認定を受けている者で、手すり取付や段差解消などの改修工事	改修工事の9～7割(上限20万円)	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/health/kaigo/1010525/1012233.html">https://www.city.toyama.lg.jp/health/kaigo/1010525/1012233.html</a>	076-443-2193
障害福祉課	在宅重度身体障害者住宅改善費助成事業	在宅の、1・2級の視覚障害者又は1・2級の肢体不自由者で、世帯員全てが所得税非課税の場合	対象工事費の50万円以下の部分:全額補助 対象工事費の50万円を超える部分:3分の2補助 上限75万円 ただし、介護保険や日常生活用具の支給での住宅改修費の支給を受けた方は、その対象額を控除した額	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/health/shogaisha/1010515/1003821.html">https://www.city.toyama.lg.jp/health/shogaisha/1010515/1003821.html</a>	076-443-2056
障害福祉課	日常生活用具住宅改修費給付事業	①下肢・体幹機能障害3級以上の者 ②難病患者とみとめられ、下肢もしくは体幹機能に障害がある者 ただしその世帯内市町村民税所得割最多課税者が46万円未満に限る。	20万円以内(1割は利用者負担)	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/health/shogaisha/1010515/1003555.html">https://www.city.toyama.lg.jp/health/shogaisha/1010515/1003555.html</a>	076-443-2056
長寿福祉課	ねたきり防止等住宅整備費補助事業	市民税非課税世帯、高齢者(65歳以上)又は高齢者同居親族	対象経費の2/3(上限50万円)	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/health/kaigo/1010525/1003658.html">https://www.city.toyama.lg.jp/health/kaigo/1010525/1003658.html</a>	076-443-2062
環境政策課	省エネルギー機器等導入補助事業	省エネ設備を新たに導入した者	ペレットストーブ、定置型蓄電池、エネファーム 5万円 (子育て世代等の場合は3万円上乗せ)	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010252/1005156.html">https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010252/1005156.html</a>	076-443-2053
環境政策課	ZEH導入補助事業	市内の自ら居住する戸建住宅でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を新築、購入または改修する者	(A)(B)のうちいずれか少ない額 (A)①補助対象額②国等の補助金 (B)200,000円(子育て世代等の場合は3万円上乗せ)	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010252/1005155.html">https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010252/1005155.html</a>	076-443-2053
環境政策課	太陽光発電設備及び蓄電池導入推進補助金	太陽光発電設備及び蓄電池を同時設置(自己所有)した者またはPPA(第三者所有モデル)により太陽光発電設備を導入した者	<自己所有> 太陽光発電設備 7万円/kW(上限35万円)※ 定置型蓄電池 5万円/kWh(上限40万円)※ <PPA> 太陽光発電設備 7万円/kW (上限35万円※、PPA事業者へ交付し月々のサービス料金を低減する) ※上乗せあり (子育て世帯等:自己所有8万円、PPA5万円)	準備中	076-443-2053
森林政策課	とやまの木が見える家づくり推進事業	以下の条件を全て満たすもの ①市内で自ら居住するために、新築、増築又はリフォームされる木造住宅(店舗併用住宅含む)で、使用木材量のうち20%以上市内産材が使用されている ②上記住宅で、床・内・外壁、天井など住宅の目に見える箇所に、20㎡以上市内産材が使用されている ③店舗併用住宅の場合、補助対象面積の50%以上が住宅部分であること	使用面積1㎡あたり3,000円 (ただし、柱の面積は含まない) 上限 20万円	<a href="https://www.city.toyama.lg.jp/business/nourin/1010637/1011605/1005933.html">https://www.city.toyama.lg.jp/business/nourin/1010637/1011605/1005933.html</a>	076-443-2019